

第1回 長与町水道料金等審議会

# 長与町水道料金等審議会について

令和7年8月19日

長与町水道局

# 1.設置の目的と組織

## 審議会設置の目的

- 上下水道事業の持続可能な経営を図るため、適正な水道料金及び下水道使用料のあり方を調査・審議することを目的とする。

## 審議会設置の根拠

- 附属機関の設置に関する条例（施行日：令和7年6月17日）
- 長与町水道料金等審議会規則（施行日：令和7年6月17日）

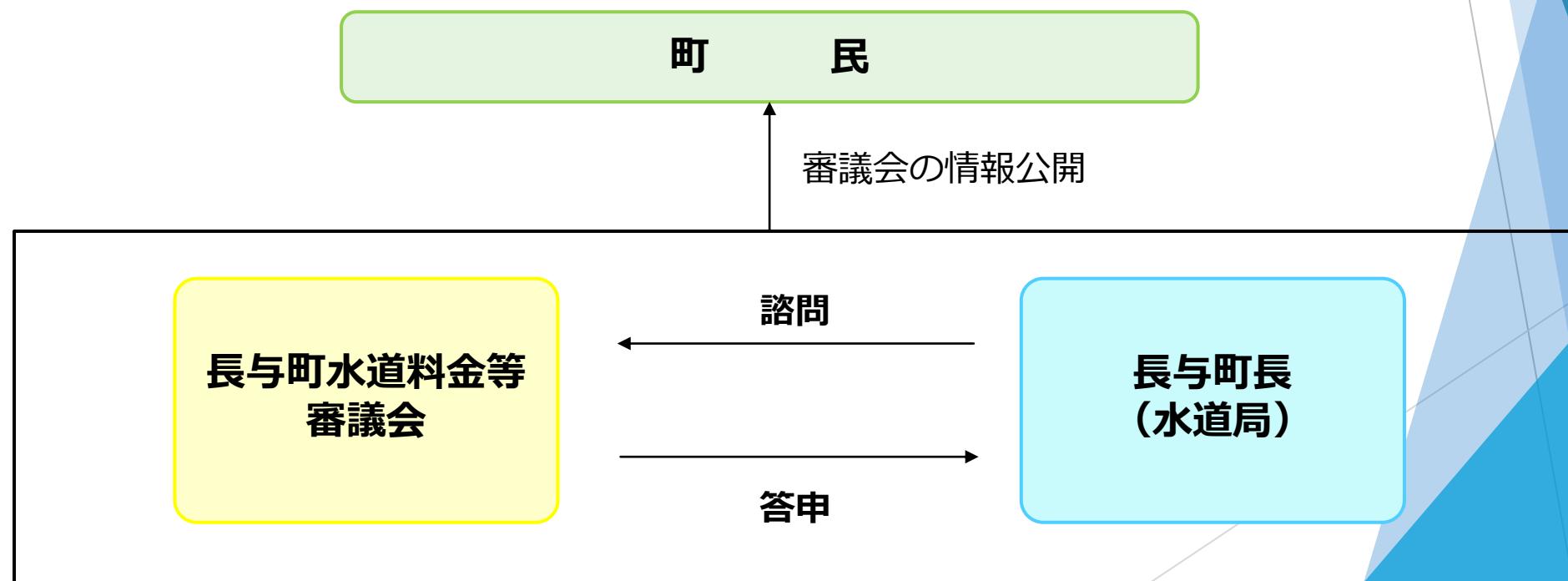
## 審議会の組織

- 委員数：10人以内
- 委員構成：
  - ①学識経験を有する者
  - ②公共的団体を代表する者
  - ③水道及び下水道の使用者
  - ④その他町長が認める者
- 委員任期：諮問に係る審議が終了したときまで

## 2.審議会の役割

### 審議会の役割

審議会は、町長の諮問に応じ、水道料金、下水道使用料等の適正化を図るための調査、審議及び意見の答申を行うものとする。（規則第2条）



# 長与町水道事業の概要について

令和7年8月19日

長与町水道局

# 1 水道事業の概要 (R7.3月末時点)

給水開始年月：昭和35年10月

計画給水人口：39,802人

行政区域内人口：39,269人

給水人口：35,449人

年間配水量：3,615,596m<sup>3</sup>

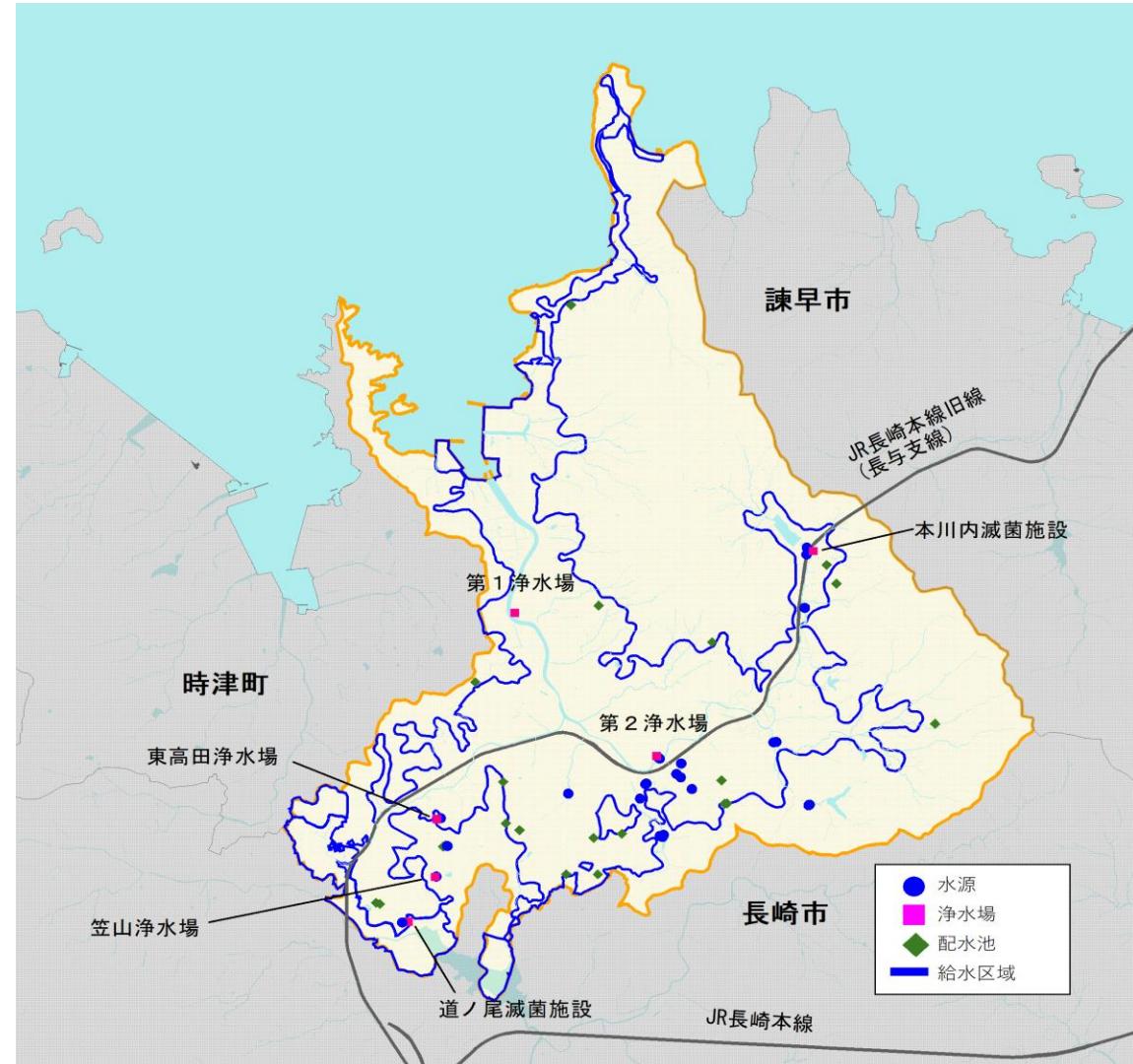
有収率：89.3%

水源：地下水、表流水、ダム

浄水施設：6カ所

配水池：20カ所

管路総延長：251.6km

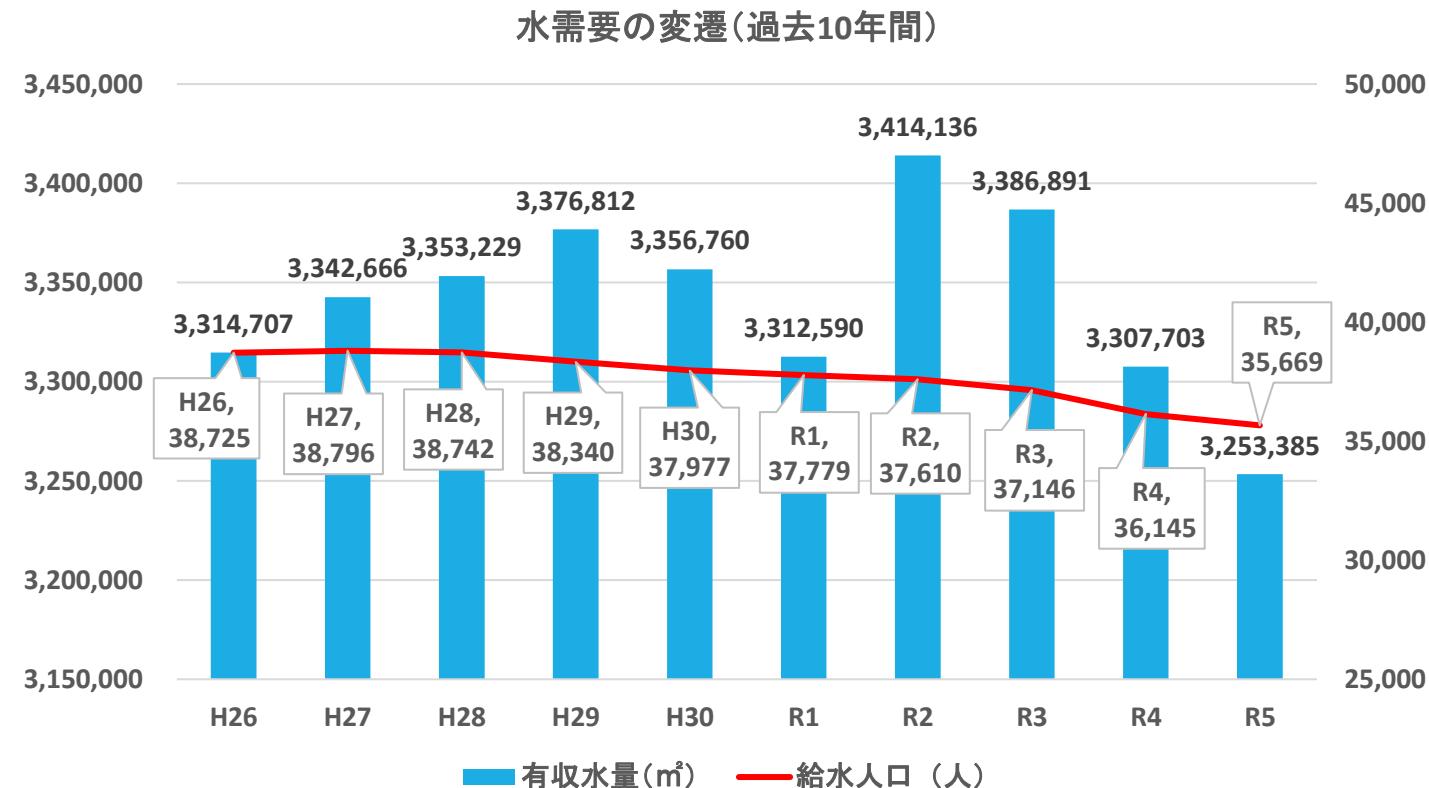


給水区域及び主要施設位置図

## 2 水道事業の現状について

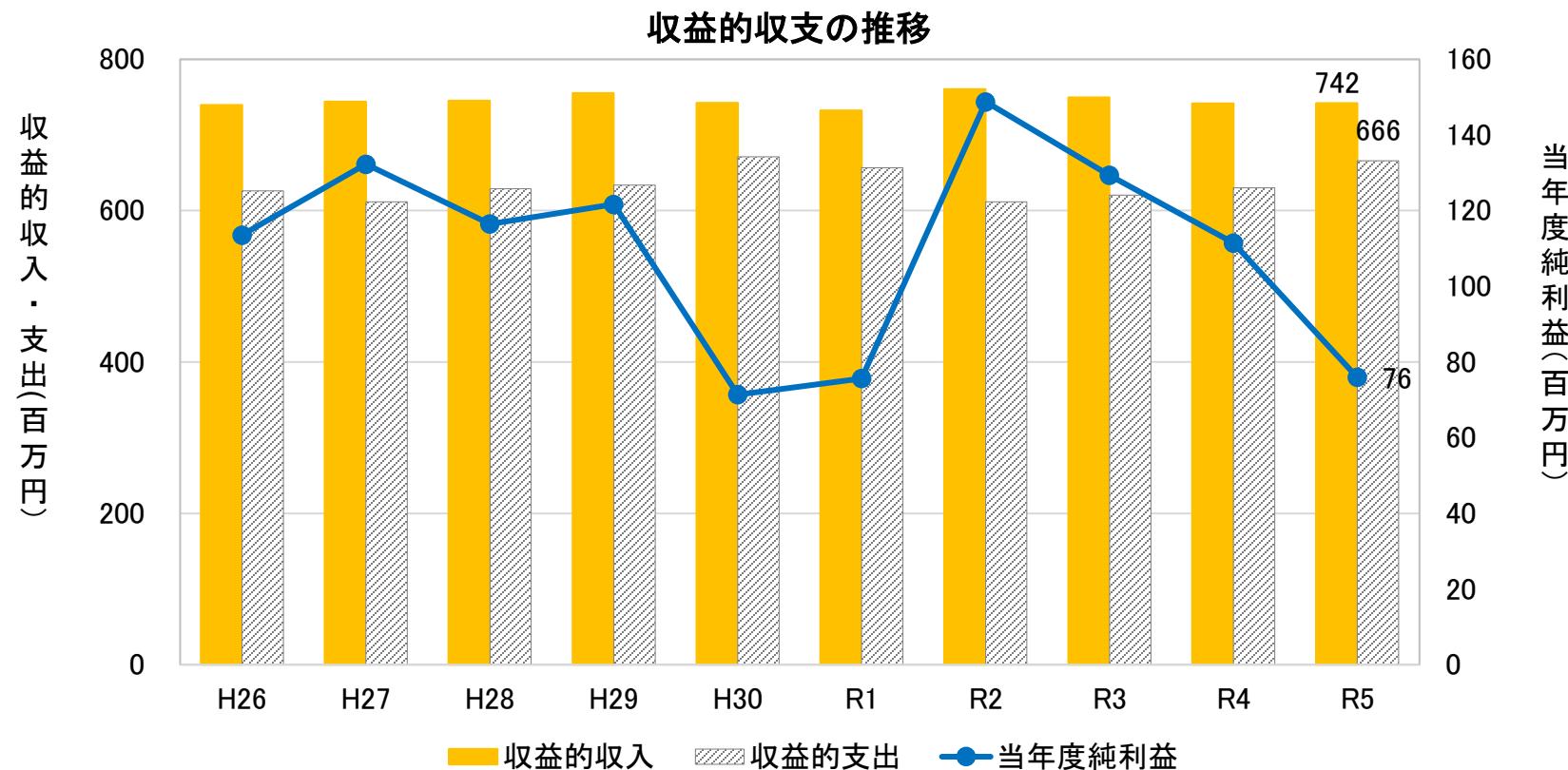
### (1) 水需要の状況

少子高齢化による人口減少や節水機器の普及による節水型社会への移行に伴って、有収水量は減少傾向にあります。



## (2) 経営状況

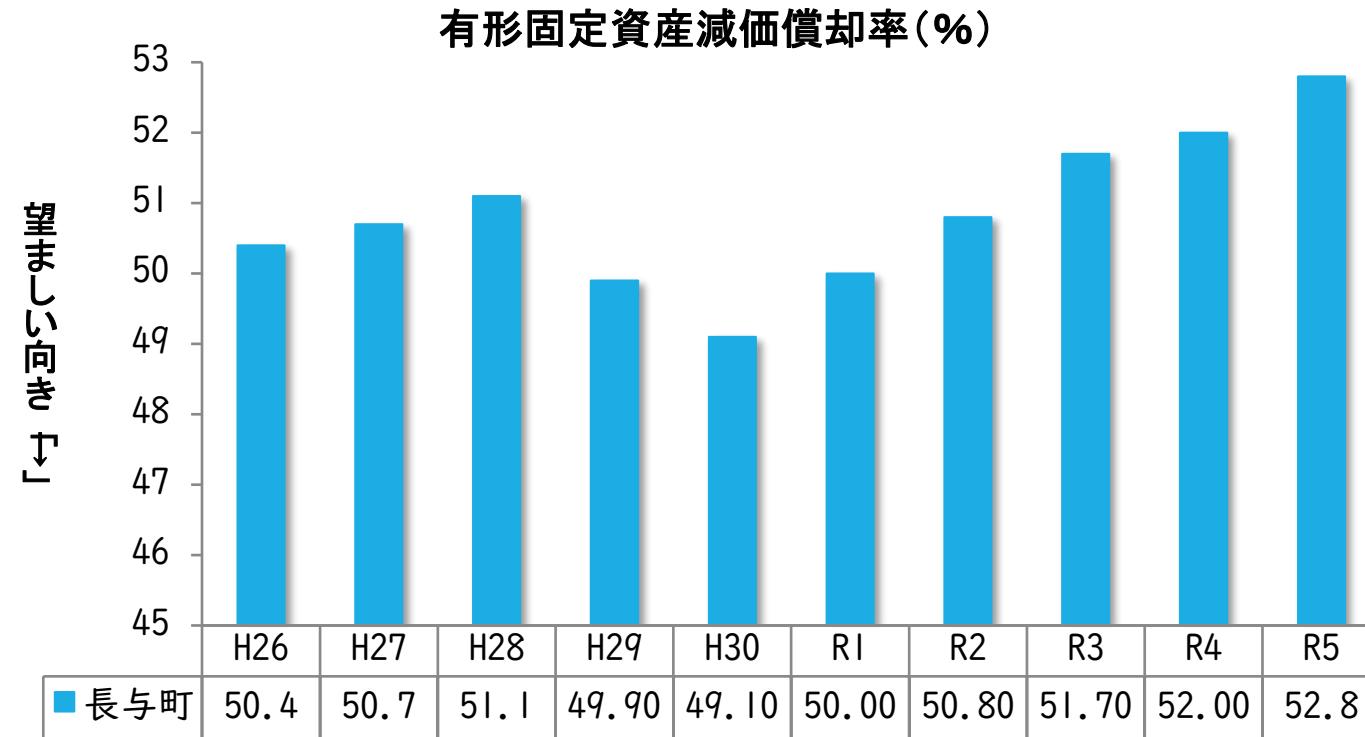
令和5年度の決算においては、約7,600万円の純利益を確保していますが、水需要の減少に伴い、給水収益は減少傾向にある一方で、老朽化施設の更新・耐震化に係る費用や維持管理費は、増加傾向にあります。



### (3) 水道施設の状況

#### i ) 有形固定資産減価償却率の推移

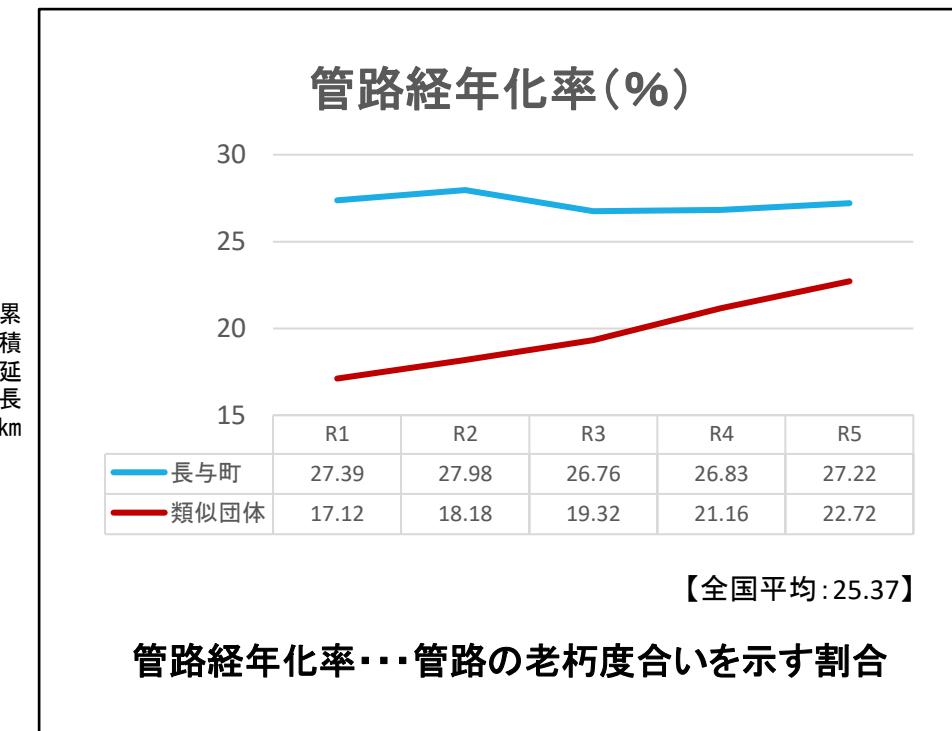
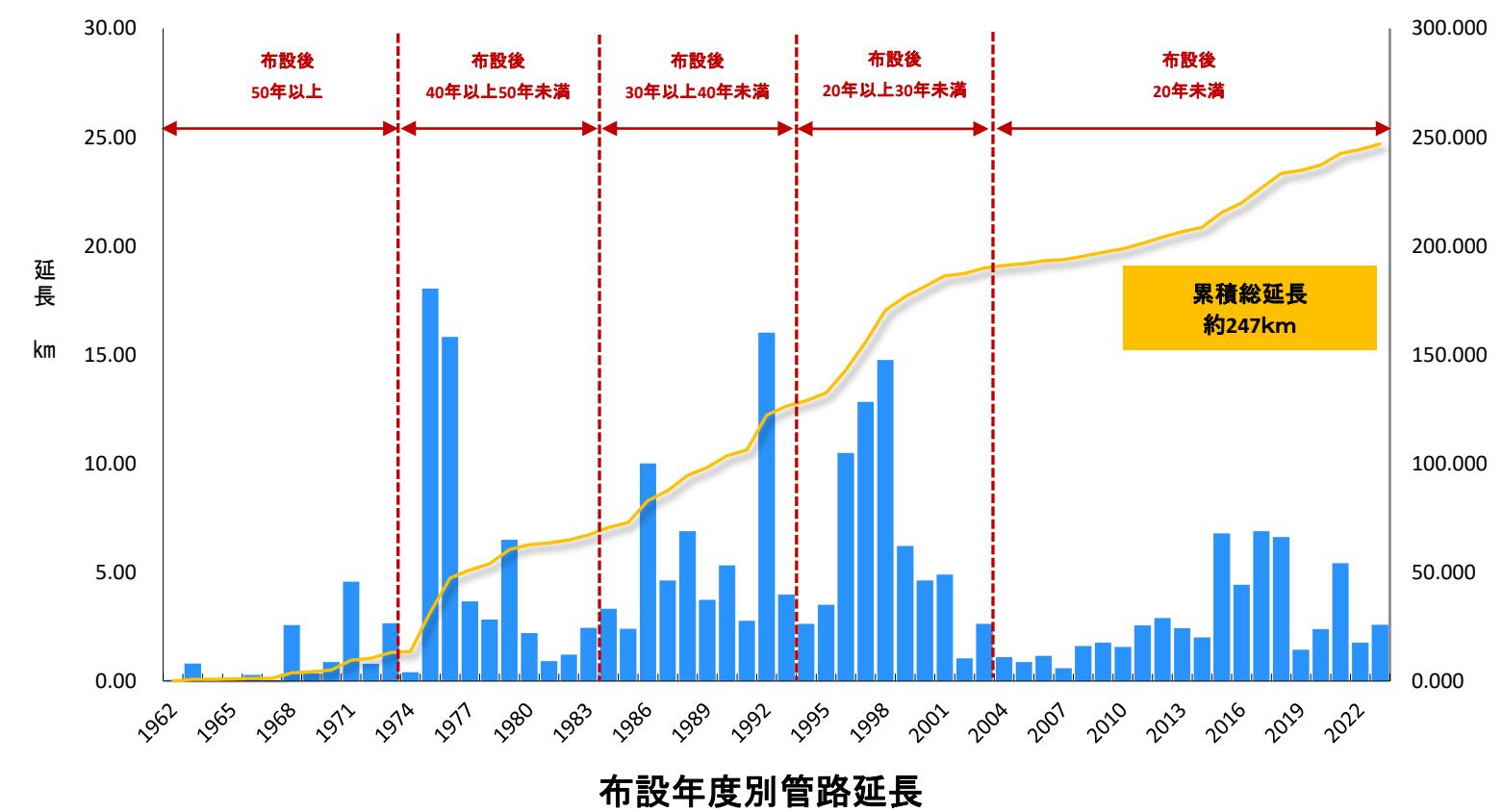
水源、浄水施設、送配水施設、管路など数多くの水道施設があり、給水開始以来稼働している第1浄水場を含め、主要施設は老朽化が進んでいます。



有形固定資産減価償却率・・・固定資産の老朽度合いを示す割合

## ii ) 管路の老朽化の現状

長与町の管路(水道管)は、1970年代に布設されたものが多く、法定耐用年数(40年)を経過した管路延長の割合を示す管路経年化率は、年々増加しています。



### 3 公営企業会計について

#### (1) 基本原則

水道事業は、地方公営企業法によって経営しています。地方公営企業とは、地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として設置し、経営する企業です。

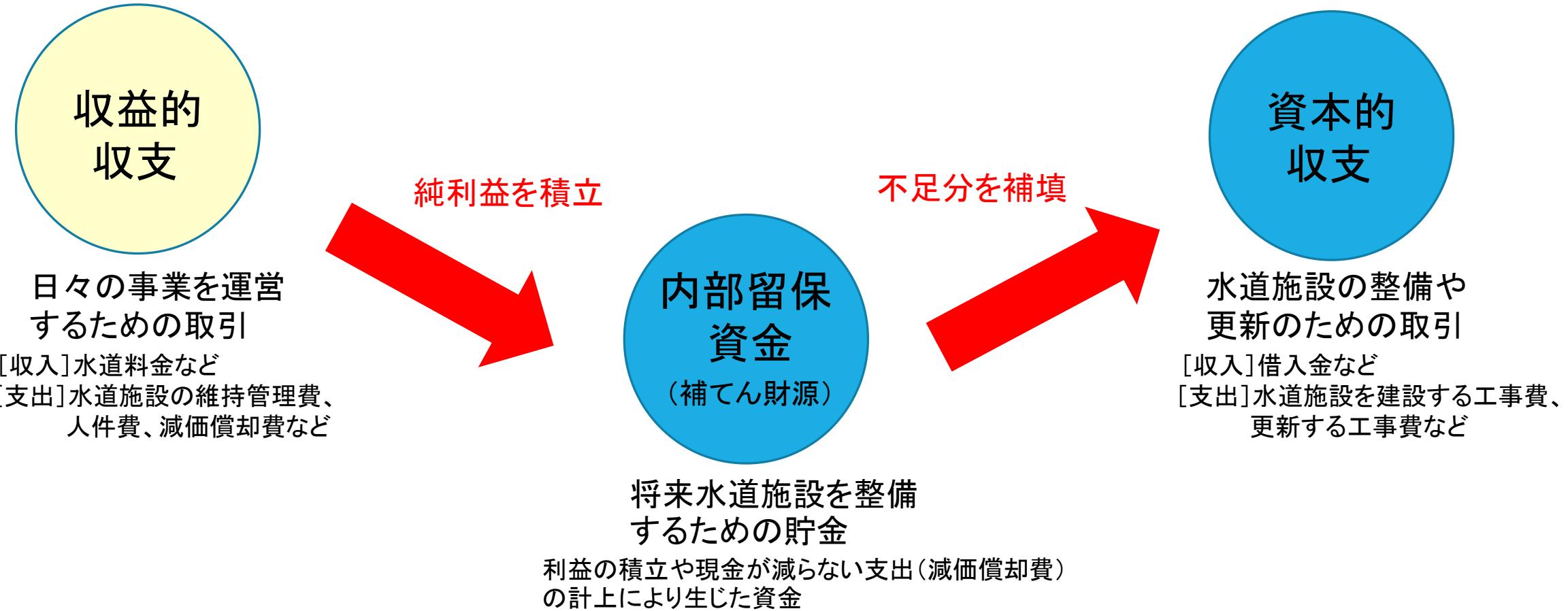
- ・常に企業の経済性を發揮
- ・公共の福祉を増進
- ・当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない
- ・特別会計

地方公営企業法、地方財政法より

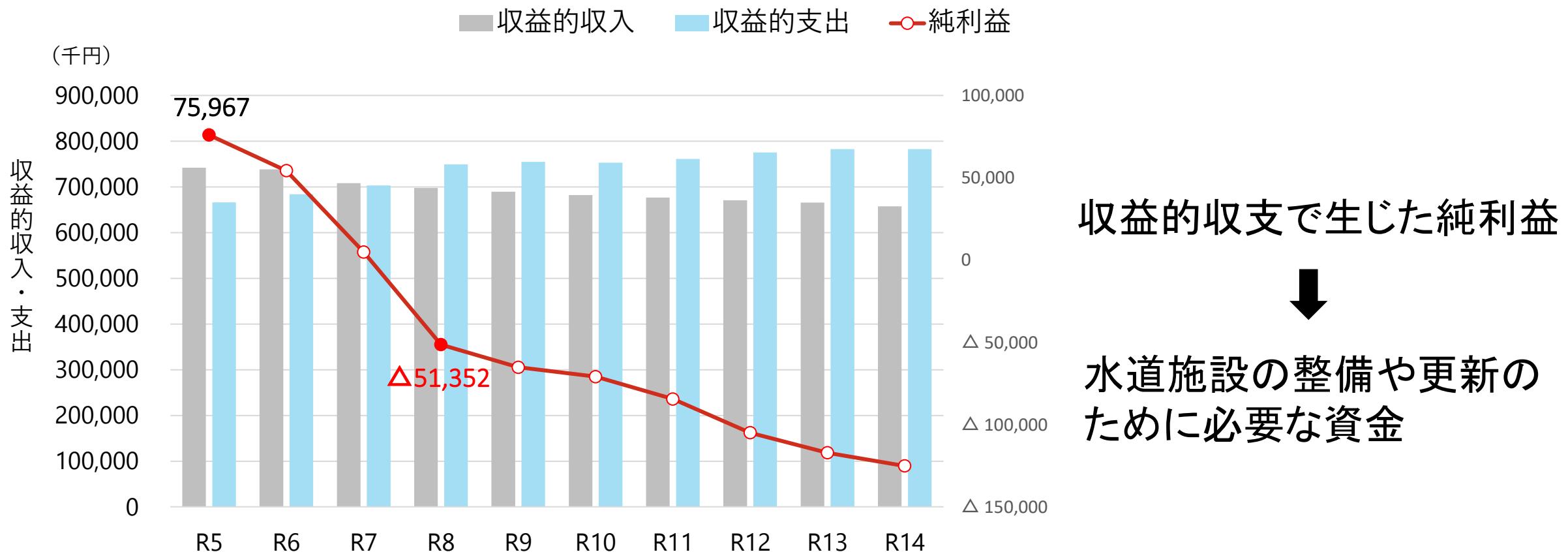
⇒事業費は水道料金(※)で賄う独立採算制

※適正な料金であることが重要

## (2) 水道事業会計のしくみ

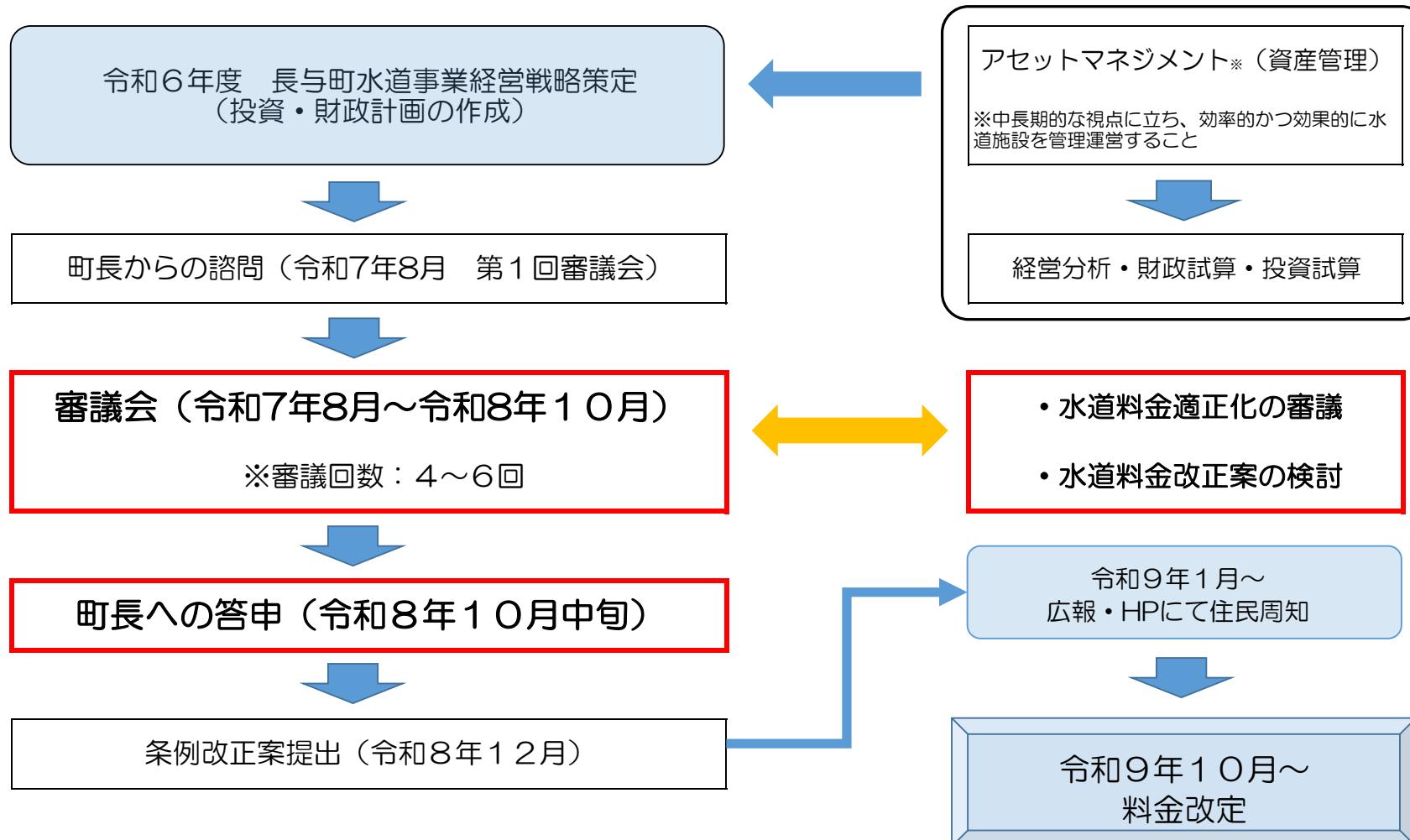


### (3) 令和5年度決算状況及び今後の推移



純利益が下がると施設の老朽化対策・耐震化のために必要となる資金が積み立てられず、安定した水道事業の経営ができなくなります。

## ◎審議会及び料金改定スケジュール（案）



長与町水道料金等審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、附属機関の設置に関する条例（昭和38年条例第14号）第2条の規定の規定に基づき、水道料金、下水道使用料等について調査及び審議するため、長与町水道料金等審議会（以下「審議会」という。）の組織、委員及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、水道料金、下水道使用料等の適正化を図るための調査、審議及び意見の答申を行うものとする。

(組織及び任期)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公共的団体を代表する者
- (3) 水道及び下水道の使用者
- (4) 前3号に掲げる者のか、町長が適當と認める者

3 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱された後の最初の会議は、町長が招集するものとする。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(秘密保持)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道局上下水道課において処理する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。